

## 制限付一般競争入札（事後審査型）公告

下記の工事について制限付一般競争入札（事後審査型）に付す。

令和7年5月16日

契約者 多可町長 吉田一四  
担当 財政課 近藤

記

番号	第5070265号			
担当課	多可町役場建設課			
件名	町道中町東線 舗裝修繕工事			
場所	多可町中区牧野 地内外			
工期	本契約日から 90日間			
概要	施工延長 L=290.0m 舗装工 A= 2620.0 m <sup>2</sup> 区画線工 L=1287.5m			
応募方法	単体企業			
入札方式	制限付一般競争入札（事後審査型）			
入札参加申込期日等	令和7年5月23日（金）17時00分 <b>※制限付一般競争入札（事後審査型）参加申込書を電子入札システムより送信すること</b>			
入札日時	令和7年6月6日（金）9時00分～令和7年6月9日（月）12時00分			
開札日時	令和7年6月10日（火）9時05分 予定			
入札保証金	免除			
契約保証金	多可町財務規則第105条の規定による。			
最低制限価格制度	有			
前金払（中間前金払）	有	部分払	有（中間前金払との併用不可）	
設計図書配布	入札参加申込者にE-mailにて送信。 事前配布を希望する者は、財政課（ <a href="mailto:shitugi@town.taka.lg.jp">shitugi@town.taka.lg.jp</a> ）に連絡。			
登録業種	舗装工事業			
建設業許可区分	舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者			
入札参加資格	配置技術者の要件	① 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があるもの。 ② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加の申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。 また、本件工事より先に他の工事の落札候補者となつたときは、本件工事については他の工事の落札候補者となつたことを理由に落札の辞退を行うこと。 <b>※ 上記については、建設業法で定める必要な有資格者を専任で配置することを求める工事の場合。非専任の工事の場合は対象外。</b> ③落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。		
	現場代理人の要件	①建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。 ②落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、前述にかかわらず工事現場		

	の運営等に支障がなく発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。 ③ 現場代理人の契約期間中の変更については、配置技術者の考え方を準ずるものとする。
地域要件	多可町内に本店を有する者
経営評価の要件	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する経営規模等評価結果通知書の舗装工事の総合評定値が 600 点以上あるもの
その他	(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 2 項の規定に基づく多可町の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。 (2) 公告日現在、「多可町入札参加資格者名簿」に登録されていること。 (3) 建設業法に規定する経営事項審査結果通知書の有効期間が、本契約締結予定日（令和 7 年 6 月中旬）まであることが、入札参加申込期日までに確認できること。 (4) 多可町の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日に受けていないこと。 (5) 公告日現在、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
現場説明会	無（ただし、入札参加申込者により事前に現場確認を行うこと）
質問の受付方法	質疑書の受付はメール（shitugi@town.taka.lg.jp）のみ。 質疑書様式は多可町ホームページを参照のこと。
質問の受付期日	令和 7 年 5 月 27 日（火）12 時 00 分
質問の回答方法	入札参加者の登録されているメールアドレスに一斉回答 ※回答予定日 令和 7 年 5 月 29 日（木）
入札参加資格確認資料	①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する舗装工事業の特定又は一般建設業許可が確認できるもの ②経営規模等評価結果通知書の写し（最新かつ舗装工事における完成工事高を有するもの） ③ 配置予定の技術者調書 ④ 技術者の資格が確認できる証明書等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等） ⑤ 官公庁発注手持ち工事リスト
資料提出（落札候補者）	開札後、速やかに入札参加資格確認資料を提出すること。
その他	入札参加資格がない者による入札及び虚偽の記載等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、多可町指名停止基準により指名停止とする。また、この公告に定めがないことについては、多可町財務規則及び多可町電子入札運用基準の規定による。

以上